

令和3年 第7回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 17

会議日程・付議事件

会議日時 令和3年4月22日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 202会議室(オンライン会議)

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告第4号	専決報告について(令和3年度川西市一般会計補正 予算について)	
5	議案第12号	川西市指定文化財の指定について	
6	議案第13号	川西市指定文化財の指定について	
7	議案第14号	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関 する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につ いて	

出席者

教 育 長	石 田 剛
委 員	服 部 保
(教育長職務代理者)	
委 員	坂 本 かおり
委 員	治 部 陽 介
委 員	佐々木 歌 織

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長(社会教育・図書館・公民館担当)	藪 内	寿 子
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
社 会 教 育 課 長	村 山	尚 子
こ ども 支 援 課 長	井 上	昌 子
留守家庭児童育成クラブ担当課長	井 関	大 悟
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹

議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査	松 永	勝 彦
---------------	-----	-----

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 4	専決報告について（令和3年度川西市一般会計 補正予算について）	3.4.22	3.4.22	承 認
議案 12	川西市指定文化財の指定について	3.4.22	3.4.22	可 決
議案 13	川西市指定文化財の指定について	3.4.22	3.4.22	可 決
議案 14	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	3.4.22	3.4.22	可 決

[開会 午後2時02分]

石田教育長 それでは、只今より令和3年第7回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。

本日は、大阪府に続き兵庫県においても緊急事態宣言が検討されること、また、川西市役所としまして主催する会議についてはできるだけオンラインでということでありましたので、オンライン会議にて開催いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。
服部委員、聞こえますでしょうか。よろしいですか。

服部委員 はい。

石田教育長 坂本委員、よろしいですか。

坂本委員 はい、坂本、聞こえています。

石田教育長 治部委員、よろしいですか。

治部委員 治部、入りました。

石田教育長 佐々木委員、よろしいですか。

佐々木委員 はい、佐々木、聞こえています。

石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。

本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(入室確認)

石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また、相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。

本日は全員出席でございます。
なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

- 教育政策課長
(的場) 本日の「事務局職員の出欠」についてご報告申し上げます。
本日は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として3密を避けるため、議題に関係する職員のみが出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 石田教育長 これより日程に入ります。
日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、服部委員、坂本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第5回定例会及び第6回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いします。
- 教育政策課長
(的場) それでは、令和3年第5回定例会及び第6回臨時会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。
まず、第5回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては、5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして調製させていただいております。
また、第6回臨時会につきましても、同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては、非公開とさせていただきます。
最後に、署名委員の署名ということで、第5回の署名委員の署名については、治部委員、佐々木委員に、臨時会、第6回については、佐々木委員、服部委員に後日ご署名をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
以上でございます。
- 石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声)

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第5回定例会及び第6回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(中西) まず、教育委員の皆様の活動についてご報告する前に1点ご報告がございます。

前回までは、教育委員の皆様の活動に先立ちまして、定例的に各部のご報告をさせていただいておりました事務状況報告につきましては、終了という形を取らせていただいております。

これは教育委員協議会や懇談会において定期的に主な取組を報告し、協議いただいている状況から、その報告の在り方を改めようとするものでございます。

教育委員会事務局といたしましては、教育委員の皆様にはこの定例会のみならず、様々な機会を捉え、情報を丁寧にお伝えしてまいりたいと考えております。ご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、改めまして、3月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。

まず、服部委員には、川西市文化財審議委員会にご出席いただき、一庫ダムのエドヒガンと黒川大谷の台場クヌギ林の重要性に関するご説明をいただきました。また、昨年大雨により被害を受け、修復された市指定天然記念物である妙見の森エドヒガンの現地における生育状況調査を実施されました。

坂本委員におかれましては、PTA連合会教育懇談会及びJACOT教育講座にオンラインでご参加いただいたほか、川西市オンブズパーソン年次報告会にご出席いただきました。

治部委員には、川西市オンブズパーソン年次報告会、PTA連合会教育懇談会、特別支援教育相談連携会議及び特別支援教育に関する懇談にご出

席いただきました。ほかにも、電話ミーティングにより特別支援教育について各幼稚園等と協議をいただきました。

また、佐々木委員も含め教育委員の方々においては、4月2日の訓示において年度初めに当たってのお言葉をいただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長 只今の報告について、何かご質問はございますでしょうか。

佐々木委員 ないです。

石田教育長 服部教育委員、何か付け足すものがあったり、また、トピックがあればコメントいただいたらと思いますが、どうですか。

服部委員 特にありません。

石田教育長 ありがとうございます。
坂本教育委員、何か報告並びに付け足しのコメントがあればお願いします。

坂本委員 ありがとうございます。

JACOTの教育講座に参加させていただいたんですけれども、コロナで実際に経験することがすごく減っているのも、すごく危惧されているお話をいただいたんですが、やっぱり直接人と関わることとか、異年齢で関わることというのは本当に大事なことで、服部先生がよくおっしゃっている自然を自分の体で体験するということが本当に大事だということを東京の公立小学校の先生とこども園の先生がおっしゃっていたんですけれども、都会というのはなかなかそういうのがないので、改めて川西の自然がたくさんあることがすごくありがたいことだなと思って感動しました。それだけです。

以上です。

石田教育長 ありがとうございます。

現在もそうですけれども、緊急事態宣言等ありまして、コロナに対する対応というのは、ある意味、昨年度より難しい状況にあるかと思います。その中で訓示にもありましたけれども、いかに子どもたちの学びや育ちを保障していくかということについて、またご意見いただけたらと思います。

治部委員、何かご報告ありますでしょうか。

治部委員

先月は、私、特別支援教育に関するミーティングの機会を多く設定いただくことになりました。その中で様々な立場の方々、学校の教職員の方々、あと幼稚園教諭の方々も含めていろんな方とお話を聞かせてもらいました。そこでやはり立場によっていろんな考え方、感じ方があるなというのを理解するに至ったので、これを踏まえて教育委員会の中で、今後、皆さんがどんなことを現場で考えられながら支援に携わっているのかとか、そういう情報を共有しながら、川西市としての特別支援教育の在り方を見詰めていきたいなんて思う次第でした。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

特別支援教育については、その対象児童生徒が増加しているような状況、それから若手の教職員が非常に増えている状況の中で、1つはシステムとして、ハード面としてどういう形を取っていくのがいいのか、川西養護学校も含めて考えていく必要があると思いますので、お願いします。

また、ソフト面については、今、治部委員おっしゃったように、いろいろな子どもたちと接する中でどのようにアセスメントして、どのように対応していくか等について、また議論できたらと思いますのでよろしくお願いします。

佐々木教育委員、何かコメントございますか。

佐々木委員

私、今回、特に何もご報告する件はないんですけども、また、ぜひ学校ですとか、幼稚園ですとか、現場のほうに足を運んでみたいと考えております。こういった状況ですので難しいと思うんですけども、機会がありましたらまた教えていただければと思います。

石田教育長

ご指摘のように、そういうスケジュールの共有の仕方についても、教育政策課のほうに依頼していますので、できるだけ早めに周知して訪問できるような形を取りたいと思いますので、その際にはよろしく願いいたします。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

石田教育長

次に、日程第4、報告第4号「専決報告について（川西市一般会計補正予算について）」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども支援課長
(井上)

それでは、報告第4号「専決報告について(川西市一般会計補正予算について)」、ご説明申し上げます。

議案書の1ページ及び2ページをお開きください。

本案は、令和3年度川西市一般会計予算のうち、教育委員会関係予算について、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は第1回で、令和3年3月16日に政府が決定した非正規雇用労働者等に対する緊急支援策において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給が盛り込まれたことに伴うもので、経済面でも特に厳しい状況にあり、早期に支援が必要である児童扶養手当受給者など、低所得のひとり親世帯について、児童1人当たり一律5万円を支給しようとするものです。

4ページをご覧ください。

対象者は、1、令和3年4月分の児童扶養手当受給者、2、公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、3、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている方となっています。中でも児童扶養手当受給者には5月中に支給をするため、急遽、補正予算での対応になったものでございます。

3ページをご覧ください。

まず、歳入であります。第16款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金、第4節 児童福祉費補助金におきまして、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費補助金として7,250万円を追加し、同給付に係る事務費補助金として2,969,000円を追加しております。

次に、歳出では、主なものとしまして、第3款 民生費、第3項 児童福祉費、第1目 児童福祉推進費、15 子育て世帯生活支援特別給付金事業において、第12節 委託料でシステム改修費として1,500万円を、第18節 負担金、補助及び交付金では、給付金として、7,250万円を、合わせて7,546万9,000円を追加しております。給付対象としましては、1,450人を見込んでいるところでございます。

なお、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に係る給付金につきましては、国が別途支給する方策を検討中であり、現在のところ詳細は分かっておりませんが、確定次第、迅速な支給に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。
質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声)

石田教育長

国の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴い、そういうような形で専決させていただいたものです。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第4号について、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第4号につきましては承認されました。

石田教育長

次に、日程第5、議案第12号「川西市指定文化財の指定について」であります。事務局から説明をお願いします。

社会教育課長
(村山)

それでは、議案第12号「川西市指定文化財の指定について」、ご説明をいたします。

議案書5ページから11ページを併せてご覧ください。

本件は、川西市指定文化財の指定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものです。

今回、川西市指定文化財の指定を受けようとするものは、一庫字唐松エドヒガン群落です。所在地は一庫字唐松4番地の1の一部で、8ページの位置図では、黒線で囲みました部分が指定予定地になります。面積は約1万6,100平方メートルです。当該地は独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所の所有地で、保全活動は同管理所が行っておられます。

エドヒガンにつきましては、6ページの指定理由等にご覧のように、本州・四国・九州・朝鮮半島南部に自生する桜の一種で、彼岸の頃に開花することからこの名称がつけられております。シダレザクラ、ヒガンザクラ、ソメイヨシノはエドヒガンから派生した桜であり、エドヒガンは桜として大変重要な種であると言えます。エドヒガンは広く分布しております

が、その個体数は全国的に少なく、兵庫県内では但馬と猪名川上流域に分布が限られており、兵庫県の絶滅危惧種のCランクに指定されております。

また、本地域のエドヒガン群落は、川西市内のほかの6か所のエドヒガン群落とともに兵庫県の貴重な自然Bランクに位置づけられております。本地域は一庫ダム建設時に整備された斜面地に当たり、斜面上部に若齢の6個体が自生しております。斜面中腹から下部にかけては、本地域の種子から育苗したエドヒガンが一庫ダム管理所によって植栽されており、29個体が分布しております。本地域に自生するエドヒガン群落は若齢の6個体のみであり、川西市内に所在するほかの自生個体からなるエドヒガン群落と比較すると小規模なものですが、猪名川上流域全域のエドヒガン群落や川西市北部の景観を保全し、里山の自然や歴史を伝えていくためには小規模な群落の保護も必要であり、所有者によって積極的に保全活動が進められている本地域の群落も天然記念物として指定される価値があるものと思われま

す。以上のことから、川西市文化財審議委員会において、天然記念物として川西市指定文化財に指定されるのに適当であるとのご意見をいただいております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

何か質疑、ご意見等はございませんか。

服部教育委員、せっかくの機会ですので、少しご意見、ご感想等いただけたらと思いますが、よろしくお願いいたします。

服部委員

エドヒガンは兵庫県で絶滅危惧種のCランクに位置づけられているほど重要な植物で、この北摂地域の中でも、宝塚、三田には一本も自生していないという非常に面白い分布をしています。川西市では既に4か所が天然記念物に指定されておりますが、それに加えて今回5か所目ということになります。ほかの地域にはない非常に貴重な群落ですので、こういうものは川西市の一つの誇りとなると思いますので、今回の指定は大変よかったと思います。ただこれは2年かかりましたけれども、なかなか大変でした。ありがとうございました。

石田教育長

ありがとうございました。

他の教育委員、何か質疑ありますでしょうか。

一度教育委員で実際に見学に行っておりますので、大体どこの部分であ

るかとか、どういう状況であるかというところについても理解していただいているかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第12号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては可決されました。

石田教育長 次に、日程第6、議案第13号「川西市指定文化財の指定について」であります。事務局から説明をお願いします。

社会教育課長
(村山) それでは、続きまして、議案第13号「川西市指定文化財の指定について」、ご説明いたします。

議案書12ページから17ページを併せてご覧ください。

本件は、川西市指定文化財の指定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものです。

今回、川西市指定文化財の指定を受けようとするものは、黒川字大谷台場クヌギ群落です。所在地は黒川字大谷4番1、4番2、5番、13番の合計4筆で、14、15ページの位置図では、ピンク色に塗り潰した部分が指定予定地になっております。面積は約1万7,000平方メートルです。当該地は個人4名による所有地で、保全活動は所有者が所属する特定非営利活動法人北摂里山文化保存会などの団体が行っておられます。

今回の台場クヌギ群落が所在する川西市黒川地域については、13ページの指定理由等にございますように、燃料革命等によって日本全国の里山林が放置される中で、室町時代から現在に至るまで木炭生産等に利用され続けている貴重な里山林が残る地域です。この木炭の原木を採取するために、頭木仕立てにされたクヌギが台場クヌギです。特異な樹形を呈することや8年から10年ほどの周期で輪伐されることから、パッチワーク状の風景が形成され、当地域の里山林はほかの地域では見られない固有の景観を構成しております。

また、この地域で生産される木炭は一庫炭、池田炭、菊炭と呼ばれ、茶道文化とも深く関わっており、猪名川上流域の里山の歴史や文化を語る上で当地域の台場クヌギは欠くことができない貴重な文化財であると言えます。さらに多様な昆虫や野生動物に生息・生育環境を提供しており、生物

多様性の維持にも重要な役割を果たしております。

しかしながら、猪名川上流域にかつて広く分布していた台場クヌギも現在は放置されているものが多く、木炭の原木採取などに利用されている台場クヌギは川西市内でも激減しています。その中で当該地の台場クヌギは個体数も比較的多く、特に現在も所有者や特定非営利活動法人などによる保全活動を通じて台場クヌギが維持されています。黒川地域の固有景観を守り、里山の自然や歴史、文化を守り伝えていくためにも、天然記念物として指定される価値があるものと思われます。

以上のことから、川西市文化財審議委員会において、天然記念物として川西市指定文化財に指定されるのに適当であるとのことをご意見をいただいております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

質疑、ご意見等はございませんか。

服部教育委員、引き続いてで申し訳ないんですけども、これについても少し報告等をいただけたらありがたいです。

服部委員

里山と言われてはいますが、ほとんど里山は現在使用されていない里山放置林になっています。その中でこの里山というのは現在も使われているということでの重要性が一つ、もう一つは、普通、里山というと樹幹を低い、地面とぎりぎりの高さで切って、その切り株から出てくる萌芽で育てるというやり方で里山が維持されてきました。それは日本全体がそうなんですが、その中で台場という高い位置で木を切って、その台からの萌芽で林を維持しているというのは非常に少ない。日本の中では兵庫県の猪名川流域と、大阪府、京都府、滋賀県、それから飛んで山梨県、たったこれだけです。しかも今現在、台場クヌギを活用しているところはここしかありません。

山梨県にはかなり大きな台場クヌギがあるんですけども、現在は全く使われていないので、かつてどのようにして台場クヌギを維持してきたかというような記録も残されていません。そういう中で、この台場クヌギは現在も木炭に利用されているということで、非常に重要だということが分かります。

川西から猪名川町、それから能勢町、豊能町一帯に台場クヌギが残っているんですけど、その残っている中で今回指定した台場クヌギ林が最大規模のもので、最大規模のものが今回うまく天然記念物に指定されたという

ことで、非常によかったと考えています。

これは県指定あるいは国指定の天然記念物、または国の文化的景観さらには世界文化遺産にも相当するような重要なものなのです。4年生の里山体験学習にもここを活用していただけるようになれば大変うれしいと思います。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

他の教育委員の方々、何かコメントございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この台場クヌギについても、教育委員で実際に見学に行かせていただいていますので、実際に見て理解されていることと理解しております。

それでは、お諮りいたします。議案第13号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては可決されました。

石田教育長

次に、日程第7、議案第14号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

留守家庭児童育成クラブ
担当課長
(井関)

それでは、議案第14号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明のほうを申し上げます。

議案書の18ページをお開き願います。

本案は、「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を別紙のとおり制定するにつきまして、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、留守家庭児童育成クラブの開所時間を拡充するに当たり、規則の一部を改正する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

規則の本文につきましては、議案書の19ページ、新旧対照表では議案

書 20 ページでございます。

3月の市議会におきまして、就労している保護者などの負担を一層軽減することを目的としまして、留守家庭児童育成クラブの開所時間を拡充するに当たり育成料を改定するため、「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、可決をいただきました。

可決をいただいた条例の内容は、現行、午後6時半までの延長育成に係る育成料について、児童1人につき月額3,000円、一時利用1回につき600円としているものに加えまして、令和3年7月1日からは、延長育成の時間を拡充するため、新たに午後7時までは月額4,000円、午後6時半から午後7時までの一時利用については1回200円という区分を設けたものでございます。

今回の「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」では、運営時間の改正を行うものでございまして、現行、土曜日を除き午後6時半まで実施している延長育成を午後7時までとし、また、現行、土曜日や長期休業中など、学校の授業のない日は午前8時半からとしているものを午前8時から開始とするものです。

では、議案書の20ページをお開き願います。

規則の改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明をいたします。

第3条第1項第2号は、小学校等の休業日における開始時刻を午前8時に変更するものです。

第3条第2項は、延長育成について午後7時までに変更するものでございます。

第10条第2項及び第10条別表第2備考第2号は、3月に可決いただきました条例において、ただし書に規定をしておりました延長育成の一時利用の育成料について別表を新たに設けましたので、規則の内容を改めるものでございます。

施行期日については、条例の施行日に合わせまして令和3年7月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

教育委員協議会で既に協議させていただいた内容ですので、特に質問がなければとは思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声)

石田教育長 それでは、お諮りいたします。
議案第14号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号につきましては可決されました。

石田教育長 では、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、5月27日木曜日午後2時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 それでは、これをもちまして、令和3年第7回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後2時35分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和3年 月 日

署名委員 服 部 保

坂 本 かおり